

## 4. 4メートル未満の道路に接して

# 門・塀・擁壁などを設置する際のルール

問 建築住宅課（西庁舎2階）

電話 0538-13314899  
FAX 0538-13312050

## ルールを守り安全で

### 環境の良いまちづくりを

建築基準法は、建築する場合の最低限の基準を定めています。

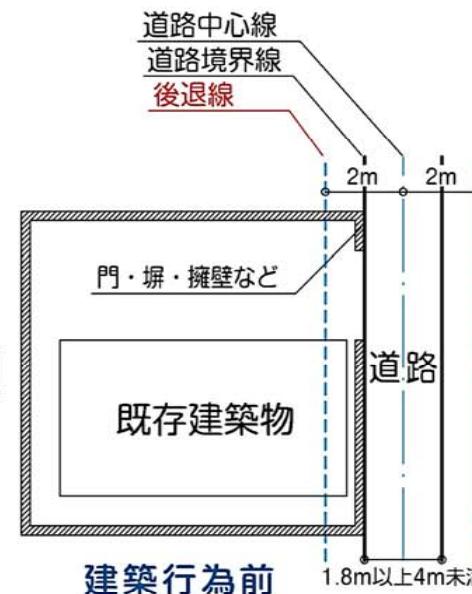
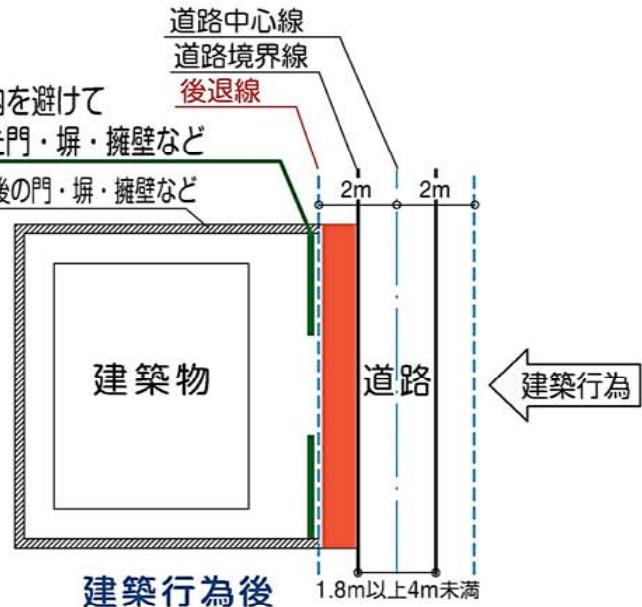
建築物は、原則として幅員4メートル以上の道路に接している敷地にしか建築できません。しかし、幅員が4メートル未満でも法が適用される前から建築物が立ち並んでいる道（幅員1・8メートル以上）は道路とみなし、建築が可能となります。

この「みなし道路」は、道の中心線から両側にそれぞれ2メートル（道の反対側に河川・がけ地・線路敷地などがある場合は、河川などの境界から敷地側に4メートル）を道路境界（後退線）とし、その区域内に建築物だけなく、門・塀・擁壁などを造ることも禁止されています。

安全で環境の良いまちづくりのため、このルールを守りましょう。



※道路境界線と後退線の間（後退線内）に門・塀・擁壁などの構造物がある場合は、建築行為を行う際に撤去しなければなりません



- 現在、後退線内に

- 門・塀・擁壁などがある場合